



令和 6 年 第 1 回 箕面市 議会 定例会 議案

箕 面 市

令和6年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	令和6年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	令和6年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	令和6年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第4号議案	令和6年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	令和6年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	令和6年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算	
第7号議案	令和6年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第8号議案	令和6年度箕面市病院事業会計予算	
第9号議案	令和6年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	令和6年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第11号議案	令和6年度箕面市ボートレース事業会計予算	
報告第1号	専決処分の承認を求める件（令和5年度箕面市一般会計補正予算（第8号））……………	5
第12号議案	工事請負契約一部変更の件（新病院予定地周辺建物解体工事）……………	19
第13号議案	財産処分の件……………	20
第14号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり）……………	21



別冊

第 1 5 号議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件……………	22
第 1 6 号議案	市道路線の認定及び廃止の件……………	24
第 1 7 号議案	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会 規約の変更に関する協議の件……………	27
第 1 8 号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件……………	29
第 1 9 号議案	箕面市財政運営基本条例改正の件……………	31
第 2 0 号議案	箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例改正の件……………	34
第 2 1 号議案	箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等改正の件……………	36
第 2 2 号議案	箕面市地域公共交通整備基金条例制定の件……………	40
第 2 3 号議案	箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例改正の件……………	42
第 2 4 号議案	箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件……………	44
第 2 5 号議案	箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例改正の件……………	46
第 2 6 号議案	箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例改正の件……………	48
第 2 7 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件……………	50
第 2 8 号議案	箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件……………	55
第 2 9 号議案	箕面市国民健康保険財政調整基金条例制定の件……………	56

第 3 0 号議案	箕面市立障害者福祉センター条例改正の件……………	58
第 3 1 号議案	箕面市立障害者自立支援センター条例改正の件……………	59
第 3 2 号議案	箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正の件……………	61
第 3 3 号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件……………	63
第 3 4 号議案	箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る 事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改正の件……………	65
第 3 5 号議案	箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例改正の件……………	67
第 3 6 号議案	箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例廃止の件……………	74
第 3 7 号議案	箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正の件……………	77
第 3 8 号議案	箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例改正の件……………	79
第 3 9 号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件……………	83
第 4 0 号議案	箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正の件……………	84
第 4 1 号議案	箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正の件……………	86
第 4 2 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件……………	88

報告第1号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年2月5日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月20日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和5年度箕面市一般会計補正予算（第8号）（別紙）

（理由）

物価高騰が市民生活にもたらす影響に鑑み、迅速かつ的確にエネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金の支給、令和6年度実施の定額減税に係るシステム改修及び学力保障・学習支援事業を利用しているひとり親家庭等の子どもに対する受験料・模試費用の助成を早急に開始するため、令和5年度箕面市一般会計予算を緊急に補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和5年度箕面市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度箕面市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,512千円を追加し、歳入歳出それぞれ75,433,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月5日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		18,428,431	325,270	18,753,701
	4 国庫交付金	8,541,492	325,270	8,866,762
16 府支出金		4,615,934	181	4,616,115
	2 府補助金	642,042	181	642,223
20 繰越金		639,153	61	639,214
	1 繰越金	639,153	61	639,214
歳入合計		75,108,144	325,512	75,433,656

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,013,927	6,770	7,020,697
	2 徴税費	415,807	6,770	422,577
3 民生費		27,591,220	318,500	27,909,720
	1 社会福祉費	8,395,186	318,500	8,713,686
10 教育費		7,149,634	242	7,149,876
	1 教育総務費	1,915,472	242	1,915,714
歳出合計		75,108,144	325,512	75,433,656

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	2 徴 税 費		千円	市・府民税賦課システム 定額減税対応改修事業	千円 6,770
				エネルギー・食料品等物価高騰 緊急支援給付金交付事業 (均等割のみ課税世帯)	184,500
3 民生費	1 社会福祉費			エネルギー・食料品等物価高騰 緊急支援給付金交付事業 (こども加算)	134,000

令和 5 年度
(2023 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	25,036,000	0	25,036,000
2 地 方 譲 与 税	261,000	0	261,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000	0	234,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,000,000	0	3,000,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	0	44,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	177,000	0	177,000
11 地 方 交 付 税	1,985,000	0	1,985,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,094,634	0	1,094,634
14 使 用 料 及 び 手 数 料	710,392	0	710,392
15 国 庫 支 出 金	18,428,431	325,270	18,753,701
16 府 支 出 金	4,615,934	181	4,616,115
17 財 産 収 入	1,583,452	0	1,583,452
18 寄 附 金	18,543	0	18,543
19 繰 入 金	5,889,283	0	5,889,283
20 繰 越 金	639,153	61	639,214
21 諸 収 入	5,624,022	0	5,624,022
22 市 債	5,449,100	0	5,449,100
歳 入 合 計	75,108,144	325,512	75,433,656

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	439,171	0	439,171
2 総務費	7,013,927	6,770	7,020,697
3 民生費	27,591,220	318,500	27,909,720
4 衛生費	4,753,613	0	4,753,613
5 労働費	67,641	0	67,641
6 農林水産業費	176,835	0	176,835
7 商工費	405,679	0	405,679
8 土木費	15,927,467	0	15,927,467
9 消防費	2,005,979	0	2,005,979
10 教育費	7,149,634	242	7,149,876
11 災害復旧費	30,300	0	30,300
12 公債費	7,498,116	0	7,498,116
13 諸支出金	1,998,562	0	1,998,562
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	75,108,144	325,512	75,433,656

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
6,770	0	0	0
318,500	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
181	0	0	61
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
325,451	0	0	61

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
15	国庫支出金	千円 18,428,431	千円 325,270	千円 18,753,701
	4 国庫交付金	8,541,492	325,270	8,866,762
	1 総務費国庫交付金	2,274,573	325,270	2,599,843
16	府支出金	4,615,934	181	4,616,115
	2 府補助金	642,042	181	642,223
	2 民生費府補助金	538,899	181	539,080
20	繰越金	639,153	61	639,214
	1 繰越金	639,153	61	639,214
	1 前年度繰越金	639,153	61	639,214

節		金額	説明
区分	金額		
		千円	千円
1	総務管理費交付金	325,270	1 地方創生臨時交付金 補正後 2,434,648,000円－補正前 2,109,378,000円
2	児童福祉費補助金	181	30 母子等自立支援事業費補助金 補正後 5,956,000円－補正前 5,775,000円
1	前年度繰越金	61	1 前年度繰越金 補正後 639,214,000円－補正前 639,153,000円

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	総	務 費	千円 7,013,927	千円 6,770	千円 7,020,697	千円 国庫支出金 6,770
	2	徴 税 費	415,807	6,770	422,577	国庫支出金 6,770
		2 賦 課 徴 収 費	102,223	6,770	108,993	国庫支出金 6,770
3	民	生 費	27,591,220	318,500	27,909,720	国庫支出金 318,500
	1	社 会 福 祉 費	8,395,186	318,500	8,713,686	国庫支出金 318,500
		16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費	1,893,577	318,500	2,212,077	国庫支出金 318,500

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12	委 託 料	6,770
54	市・府民税賦課システム定額減税対応改修事業【市民税室】	6,770
	12 委 託 料	6,770
	1 委 託 料	6,770
	システム改修委託	6,770
3	職 員 手 当 等	398
53	エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（均等割のみ課税世帯）【総務部総務室】	184,500
	3 職 員 手 当 等	199
	9 時間外及び休日勤務手当	199
10	需 用 費	892
	1 消 耗 品 費	100
	4 印 刷 製 本 費	792
	封筒他	792
11	役 務 費	938
	1 通 信 運 搬 費	660
	3 手 数 料	278
12	委 託 料	2,161
	1 委 託 料	2,161
	給付事務委託他	2,161
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	310
	1 使 用 料	310
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	180,000
	3 交 付 金	180,000
	価格高騰緊急支援給付金	180,000
54	エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（こども加算）【総務部総務室】	134,000
	3 職 員 手 当 等	199
	9 時間外及び休日勤務手当	199
10	需 用 費	744
	1 消 耗 品 費	100
	4 印 刷 製 本 費	644
	封筒他	644
11	役 務 費	763
	1 通 信 運 搬 費	540
	3 手 数 料	223
12	委 託 料	1,984
	1 委 託 料	1,984
	給付事務委託他	1,984

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
3	1	16 [エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費]				
10	教 育 費		7,149,634	242	7,149,876	府支出金 181 一般財源 61
	1	教 育 総 務 費	1,915,472	242	1,915,714	府支出金 181 一般財源 61
		3 教 育 指 導 費	787,198	242	787,440	府支出金 181 一般財源 61

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		13 使用料及び賃借料	310
		1 使用料	310
		18 負担金補助及び交付金	130,000
		3 交付金	130,000
		価格高騰緊急支援給付金	130,000
19	扶 助 費	242	81 学力保障・学習支援事業（扶助費）【放課後子ども支援室】
		242	19 扶 助 費
		242	1 扶 助 費
		受験料等助成費	242

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1,007) 1,029	984,116	4,024,765	3,495,162
補正前	(1,007) 1,029	984,116	4,024,765	3,494,764
比 較	()			398

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	96,585	313,840
	補 正 前	96,585	313,840
	比 較		

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	61,802	1,716,537
補 正 前	61,802	1,716,537
比 較		

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,504,043	1,608,295	10,112,338	
8,503,645	1,608,295	10,111,940	
398		398	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
534,245	85,757	2,608	283,140
534,245	85,757	2,608	282,742
			398

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
400,000	648
400,000	648

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	398	1	その他の増加分 398

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 398 千円

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(目) 2 賦課徴収費

(事業名) 市・府民税賦課システム定額減税対応改修事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
12 委 託 料	委 託 料	千円 6,770	千円	千円 6,770	市・府民税賦課システム 定額減税対応改修事業にお いて、事業の完了が翌年度 になることに伴い、必要経 費を翌年度において使用す るため。
計		6,770		6,770	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費

(事業名) エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業 (均等割のみ課税世帯)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
3 職員手当等	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	千円 199	千円	千円 199	エネルギー・食料品等物 価高騰緊急支援給付金交付 事業 (均等割のみ課税世帯) において、事業の完了が翌 年度になることに伴い、必 要経費を翌年度において使 用するため。
10 需用費	消 耗 品 費	100		100	
	印 刷 製 本 費	792		792	
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	660		660	
	手 数 料	278		278	
12 委 託 料	委 託 料	2,161		2,161	
13 使用料及び 賃借料	使 用 料	310		310	
18 負担金補助 及び交付金	交 付 金	180,000		180,000	
	計	184,500		184,500	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費

(事業名) エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業 (こども加算)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
3 職員手当等	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	199		199	エネルギー・食料品等物 価高騰緊急支援給付金交付 事業 (こども加算) におい て、事業の完了が翌年度に なることに伴い、必要経費 を翌年度において使用する ため。
10 需用費	消 耗 品 費	100		100	
	印 刷 製 本 費	644		644	
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	540		540	
	手 数 料	223		223	
12 委 託 料	委 託 料	1,984		1,984	
13 使用料及び 賃借料	使 用 料	310		310	
18 負担金補助 及び交付金	交 付 金	130,000		130,000	
	計	134,000		134,000	

第 1 2 号議案

工事請負契約一部変更の件

令和 4 年 1 0 月 4 日議決を経た「第 7 5 号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 契約の金額 2 7 3 , 3 8 3 , 0 0 0 円」を「3 契約の金額 3 0 2 , 7 2 9 , 9 0 0 円」に改める。

(提案理由)

新病院予定地周辺建物解体工事の請負契約において、設計変更に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 1 3 号議案

財産処分の件

次のとおり財産を処分する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

処分する財産（土地）の表示			処分金額	処分の相手方
所在地番	地目	地積		
箕面市稲六丁目 6 8 1 番 5 2	宅地	7,659.25 m ²	2,007,909,000 円	岸和田市土生町一丁目 4 番 2 3 号 フジ住宅株式会社

（提案理由）

箕面市立老人福祉センター松寿荘の跡地を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 1 年 6 月 2 2 日議決を経た「第 6 9 号議案 指定管理者の指定の件」（平成 3 1 年 3 月 2 5 日、令和元年 1 0 月 7 日、令和 4 年 3 月 2 8 日及び令和 5 年 3 月 2 7 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

（提案理由）

箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの指定管理者の指定について、その指定の期間を 1 年間延長するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 5 号 議 案

損 害 賠 償 請 求 に 関 す る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 を 定 め る 件

次 の と お り 和 解 す る 。

令 和 6 年 2 月 2 0 日 提 出

箕 面 市 長 上 島 一 彦

1 和 解 の 相 手 方

茨 木 市 在 住 の 個 人

2 事 故 の 概 要

令 和 3 年 7 月 2 3 日 午 後 8 時 2 4 分 頃、相 手 方 が 箕 面 市 小 野 原 東 二 丁 目 1 0 8 3 番 地 先
市 道 西 宿 小 野 原 線 を 自 転 車 で 走 行 し て い た と こ ろ、路 面 と グ レー チ ング の 間 の 段 差 に 衝
突 し て 前 方 に 転 倒 し、大 腿 骨 等 を 骨 折 す る と と も に、自 転 車 等 を 破 損 し た も の で あ る 。

3 和 解 の 内 容

本 件 事 故 に よ る 相 手 方 の 損 害 額 は、4 , 2 2 8 , 2 4 9 円 と し、市 は、相 手 方 に 3 , 3
8 2 , 6 0 0 円 を 支 払 う 。

(提案理由)

市道の管理に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。

第 16 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道才線西 2 号支線ほか 2 路線の認定及び市道桜井停車場 1 号線ほか 1 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13813	才線西2号支線	桜ヶ丘二丁目120番7	桜ヶ丘二丁目120番9	
33335	外院橋西7号線	栗生外院二丁目177番1	栗生外院二丁目182番5	
33336	新家奥線東支線	栗生外院一丁目193番1	栗生外院一丁目197番7	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13759	桜井停車場1号線	桜井二丁目326番1	桜井二丁目331番	
13783	桜井石橋線支線	桜井二丁目333番1	桜井二丁目326番1	

第 17 号議案

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する
協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて豊中市、吹田市、池田市及び摂津市と協議する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

（提案理由）

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約を変更するに当たり、豊中市、吹田市、池田市及び摂津市と協議するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

別紙

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会
規約の一部を変更する規約

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部
を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目2番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹
台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

第十八号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第二項」を「次条第二項」に改める。

第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第十二条第二項中「定める額」の下に「第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加え、「任期付短時間勤務職員のうち」を「任期付短時間勤務職員」に改め、「定める職員」の下に「に限る。」を加える。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員の在宅勤務等手当を新設するため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市財政運営基本条例改正の件

箕面市財政運営基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市財政運営基本条例の一部を改正する条例

箕面市財政運営基本条例（平成二十六年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二十条に次の一号を加える。

二 新市立病院整備特定事業（箕面市立病院の管理を指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるための体制の整備に係る事業及び当該市立病院を船場地区に移転して新たに建設する事業をいう。以下同じ。）

第二十三条第一項中「第一号に掲げる財源をもって賄い、なお不足するときは第二号」を「次」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第二十四条を第二十五条とする。

第五章中第二十三条の次に次の一条を加える。

（新市立病院整備特定事業の財源の確保）

第二十四条 新市立病院整備特定事業に係る費用（当該特定事業の実施に伴い発行した市債の償還のための費用を含む。）は、予算の定めるところにより、国又は大阪府の補助金、指定管理者の負担金等のほか、第一

号に掲げる財源をもって賄い、なお不足するときは第二号に掲げる財源をもつて賄うものとする。

一 ポートレース事業会計繰入金（箕面市ポートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するポートレース事業の収入から同事業の円滑な運営に必要な範囲の経費を差し引いた上で一般会計に繰り入れるその余の資金をいう。以下同じ。）

二 箕面市新市立病院整備基金の積立金

2 市は、毎年度繰り入れられるポートレース事業会計繰入金が新市立病院整備特定事業に係るその年度の資金必要額を上回るときは、その余剰を箕面市新市立病院整備基金に積み立てるものとする。

3 市は、第一項の規定による財源が新市立病院整備特定事業に係る資金必要額に満たないときは、施設の整備に係る費用（当該整備の実施に伴い発行した市債の償還のための費用を含む。）に限り、箕面市都市施設整備基金の積立金を充てることができる。この場合において、当該基金から使用した積立金は、当該特定事業の終了後速やかにポートレース事業会計繰入金から補填するものとする。

附則第一項ただし書中「当該特定事業に係る費用の支出が市債の償還のみになり、かつ、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（みんなの箕面の緑の寄附条例の一部改正）

2 みんなの箕面の緑の寄附条例（平成二十一年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 箕面市新市立病院整備基金

第四条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

(箕面市立病院医療体制整備基金条例の一部改正)

3 箕面市立病院医療体制整備基金条例(平成三十年箕面市条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市新市立病院整備基金条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 箕面市立病院の管理を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者に行わせるための体制の整備及び船場地区に移転する当該市立病院の整備に要する費用に充てるため、箕面市新市立病院整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(提案理由)

北大阪急行南北線延伸特定事業の財源が確保されたことに伴い関係規定を整備するとともに、船場地区に移転する箕面市立病院の整備について新たに特定事業として位置づけるため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例改正の件

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 準法定事務 法第九条第一項に規定する準法定事務をいう。

七 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

八 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報
をいう。

第四条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、「下欄に掲げる事務」の下に「（準法定事務を含む。）」を加え、「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報

報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報」に改める。

第五条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等

改正の件

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十三条第一項中「この条及び第二十二条において」を「これらの日を」に、「同条第一項において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第十三条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前条第三項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 給与条例第二十一条第四項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。
第二十二條第二項中「一週間当たりの正規の勤務時間が規則で定める時間未満の」を「規則で定める」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第二十二條の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。）に対して、支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。
- 2 前条第二項の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前条第四項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 5 給与条例第二十一条第四項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

第二十七条を第二十八条とし、第二十四条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第二十三条の次に次の一条を加える。

（給与の口座振替）

第二十四条 給与は、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替によつて支払うことができる。

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第十三条第二項及び第二十二條第三項の改正規定中「百分の七十二・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

（箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条 箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第八条中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市地域公共交通整備基金条例制定の件

箕面市地域公共交通整備基金条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市地域公共交通整備基金条例

(設置)

第一条 本市における新たな地域公共交通の実証事業及び整備に要する経費の財源に充てるため、箕面市地域公共交通整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金は、毎年度、大阪大学箕面キャンパス跡地の活用等による予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

新たな地域公共交通の実証事業及び整備を行うための基金を設置するため、本条例を制定するものである。

第二十三号議案

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例改正の件

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成三十年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第六条第二項及び第八条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第九条第二項中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、

施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の改正に伴い、箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例制定の件

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例

(箕面市監査委員条例の一部改正)

第一条 箕面市監査委員条例(昭和四十一年箕面市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(箕面市上下水道企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

一 箕面市上下水道企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)第七条

二 箕面市病院事業の設置等に関する条例(昭和五十六年箕面市条例第二十四号)第八条

三 箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第三十一号)第六条

(箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和二年箕面市条例第一号）を次のように改める。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

第二条第一項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第七十三條第一項第一号」を「第七十三條の四第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を制定するものである。

第二十五号議案

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例改正の件
箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（令和二年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

本則の表の改正規定を次のように改める。

本則の表中

箕面市立彩都の丘小学校	箕面市彩都栗生北二丁目一番五号	を
箕面市立彩都の丘小学校 (仮称)箕面市立船場小学校	箕面市彩都栗生北二丁目一番五号 箕面市萱野五丁目七番	に、
箕面市立第五中学校	箕面市稲四丁目三番一二号	を
箕面市立第五中学校	箕面市萱野五丁目七番	に改め

る。
附則中「十年」を「十四年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市立第五中学校の位置及び(仮称)箕面市立船場小学校の設置を定める箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例改正の件

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条

例

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び第二十八条第一項」を削る。

第六条各号列記以外の部分中「諮問」を「求め」に、「調査審議し、答申する」を「意見を述べる」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第七条第五項中「を調査審議させる」を「について意見を述べさせる」に改め、同条第六項中「調査審議」を「業務」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十二条を次のように改める。

（調査補助員）

第十二条 第三者調査委員会は、第十条に規定する重大事態に係る事実関係の調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。

2 調査補助員は、諮問された重大事態に関し利害関係を有せず、第三者

調査委員会が適当と認められた者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 調査補助員は、第三者調査委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を第三者調査委員会に報告するものとする。

4 調査補助員の任期は、第二項の規定による委嘱の日から第三者調査委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。

第十五条中「第八条及び第十一条」を「第十一条及び第十二条」に、「第八条第二項及び第十一条第二項」を「第十一条第二項及び第十二条第二項」に、「同条第四項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市いじめ等調整委員会等の所掌事務及び組織の規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十六の項」を「別表百二十八の項」に改め、同条第二項中「別表二十九の項」を「別表三十一の項」に改め、同条第三項中「別表七十二の項から八十七の項まで」を「別表七十四の項から八十九の項まで」に改める。

別表十三の項中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中百四十七の項を百四十九の項とし、八十五の項から百四十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表八十四の項中「八十の項」を「八十二の項」に、「八十二の項」を「八十四の項」に改め、同項を同表八十六の項とし、同表八十三の項中「七十九の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表八十五の項とし、同表中八十二の項を八十四の項とし、八十一の項を八十三の項とし、八十の項を八十二の項とし、同表七十九の項中「八十五の項」を「八十七の項」に改め、同項を同表八十一の項とし、同表中七十八の項を八十の項とし、六十一の項から七十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表

六十の項中「六十三の項、六十八の項及び六十九の項」を「六十五の項、七十の項及び七十一の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表中五十九の項を六十一の項とし、同表五十八の項中「六十三の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中五十七の項を五十九の項とし、五十六の項を五十八の項とし、同表五十五の項中「五十七の項、五十九の項、六十の項、六十二の項及び六十三の項」を「五十九の項、六十一の項、六十二の項、六十四の項及び六十五の項」に改め、同項を同表五十七の項とし、同表中五十四の項を五十六の項とし、二十の項から五十三の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十九の項中「又は第二百二十六条」を削り、「書類」の下に「又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを」を加え、同項を同表二十一の項とし、同表中十八の項を二十の項とし、同表十七の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の下に「又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表十九の項とし、同表中十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八	戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使	一件	七〇〇円
----	---	----	------

用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
--	--	--

別表十五の項中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項の次に次のように加える。

十五	戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）第一条の二に定める方法に限る。以下この項及び十八の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別	一件	四〇〇円
----	--	----	------

<p>符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>

別表備考第三号中「二十七の項」を「二十九の項」に改め、同表備考第四号中「三十一の項から三十三の項まで」を「三十三の項から三十五の項まで」に改め、同表備考第五号中「四十六の項、百二十五の項、百三十五の項、百四十五の項及び百四十六の項」を「四十八の項、百二十七の項、百三十七の項、百四十七の項及び百四十八の項」に改め、同表備考第六号中「七十二の項から八十七の項まで」を「七十四の項から八十九の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十六の項」を「百二十八の項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

(提案理由)

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「婚姻により成年に達したものとみなされる対象者にあつては、当該対象者」を「成年に達した対象者を含む」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）に基づく婚姻による成年擬制に関する経過措置の終了に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十九号議案

箕面市国民健康保険財政調整基金条例制定の件

箕面市国民健康保険財政調整基金条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険財政調整基金条例

箕面市国民健康保険財政調整基金条例（平成二十三年箕面市条例第三十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 箕面市国民健康保険事業（以下「事業」という。）の健全な運営に資するため、箕面市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金は、箕面市特別会計国民健康保険事業費（以下「国保特会」という。）の歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合に限り、当該剰余金の額の範囲内において国保特会の予算の定めるところにより、積み立てることができる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、国保特会の予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、

期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第二項の規定により納付する国民健康保険事業費納付金の不足額に充当する場合その他の大阪府国民健康保険運営方針（法第八十二条の二第一項の規定により大阪府が定めた都道府県国民健康保険運営方針をいう。）において基金を繰り出すことができるものと定められている場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険の完全広域化に伴い、市が保有する基金の取扱いについて大阪府国民健康保険運営方針のとおりに定めるため、本条例を制定するものである。

第三十号議案

箕面市立障害者福祉センター条例改正の件

箕面市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

箕面市立障害者福祉センター条例（平成十五年箕面市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七十七条第三項」を「第七十七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第三十一号議案

箕面市立障害者自立支援センター条例改正の件

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立ワークセンター中部	箕面市萱野四丁目一六五七番
-------------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第一条の規定により新たに設置されるセンターの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

(仮称)箕面市立ワークセンター中部を新たに設置するため、本条例を改正するものである。

第三十二号議案

箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正
の件

箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第八条の三 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第二十四条第一項第一号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第二号中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

職員の在宅勤務等手当を新設し、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようにするため、本条例を改正するものである。

第三十三号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第六条の七中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第六条の八の表中六十四の項を六十五の項とし、六十三の項を六十四の項とし、六十二の項の次に次のように加える。

六十三	令第三百三十七条の十二第六項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者	二七、〇〇〇円
-----	--	---------

第六条の八の表備考第五号中「六十三の項」を「六十四の項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）等の改正に伴い、建築基準適合判定資格者検定制度の見直し等に係る関係規定を整備するとともに、既存不適格建築物の大規模修繕等における接道義務又は道路内建築制限の緩和に係る認定の手数を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十四号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

(箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部改正)

第一条 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例(平成二十四年箕面市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表備考第三号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定

等に係る事務手数料条例の一部改正)

第二条 箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例(平成二十八年箕面市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

に基づく判定等に係る事務手数料条例

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第三条第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第三十五号議案

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例改正の件

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例の一部を改正する条

例

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例（平成二十二年箕面市条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市宅地造成及び特定盛土等規制法事務手数料条例

第一条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「いう。」の下に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）」を加える。

第二条を次のように改める。

（手数料）

第二条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

項	区分	金額
一 法第十二 条第一項 の許可（ 土石の堆 積（法第 二条第四 号に規定 する土石 の堆積を いう。以 下同じ。 に係るも のを除く。） の申請を しようとする者	盛土又は切土をする土地 （以下「盛土等の土地」と いう。）の面積が五百平方 メートル以内のとき	一四、三〇〇円
盛土等の土地の面積が五百 平方メートルを超え千平方 メートル以内のとき	二五、九〇〇円	
盛土等の土地の面積が千平 方メートルを超え二千平方 メートル以内のとき	三七、三〇〇円	
盛土等の土地の面積が二千 平方メートルを超え三千平 方メートル以内のとき	五七、三〇〇円	
盛土等の土地の面積が三千 平方メートルを超え五千平 方メートル以内のとき	七一、六〇〇円	
盛土等の土地の面積が五千 平方メートルを超え一万平 方メートル以内のとき	九六、三〇〇円	
盛土等の土地の面積が一万 平方メートルを超え二万平 方メートル以内のとき	一五〇、六〇〇円	
盛土等の土地の面積が二万 平方メートルを超え四万平 方メートル以内のとき	二三五、二〇〇円	
盛土等の土地の面積が四万 平方メートルを超え七万平 方メートル以内のとき	三七七、二〇〇円	
盛土等の土地の面積が七万 平方メートルを超え十万平 方メートル以内のとき	五四一、五〇〇円	
盛土等の土地の面積が十万 平方メートルを超えるとき	七二三、六〇〇円	
二 法第十二 条第一項 の許可（ 土石の堆 積（以下「土石の堆積の土地」と いう。）の面積が五百平方 メートル以内のとき	土石の堆積を行う土地（以 下「土石の堆積の土地」と いう。）の面積が五百平方 メートル以内のとき	一二、一〇〇円

三	法第十六条第一項の変更の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請をしようとする者	申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が七二三、六〇〇円を超えるときは、その手数料の額は、七二三、六〇〇円とする。 イ 盛土等の土地に係る宅地造成（法第二条第二号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）又は特定盛土等（同条第三号に規定する特
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のとき	一五、一〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のとき	一七、八〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のとき	二二、〇〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のとき	三〇、八〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のとき	四一、七〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のとき	五六、七〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のとき	七七、四〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のとき	一一五、四〇〇円
積に係るものに限る。）の申請をしようとする者	土石の堆積の土地の面積が十万平方メートルを超えるとき	一四四、二〇〇円

<p>四 法第十六条第一項の変更の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請をしようとする者</p>	<p>定盛土等をいう。以下同じ。に關する工事の計画の変更（口のみに該当する場合を除く。）については、盛土等の土地の面積（口に規定する変更を伴う場合、併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積）に、一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p> <p>ロ 新たに盛土等の土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに加える盛土等の土地の面積に、一の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、一三、五〇〇円</p> <p>申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が一四四、二〇〇円を超えるときは、その手数料の額は、一四四、二〇〇円とする。</p> <p>イ 土石の堆積の土地に係る土石の堆積に關する工事の計画の変更（口のみに該当する場合を除く。）について、土石の堆積の土地の面積（口に規定する変更を伴</p>
--	--

五					
法の第十八条の検査の申請をしようとする者（第十五条の第一項の規定による可及の事項） 面積が五千平方メートル以内のとき 面積が三千平方メートル以内のとき 面積が二千平方メートル以内のとき 面積が千平方メートル以内のとき 面積が五百平方メートル以内のとき					
盛土等の土地の面積が五千	盛土等の土地の面積が三千	盛土等の土地の面積が二千	盛土等の土地の面積が千	盛土等の土地の面積が五百	
七、〇〇〇円	六、一〇〇円	五、五〇〇円	四、八〇〇円	四、三〇〇円	三、九〇〇円 ハ その他の変更については、一三、五〇〇円 ロ 新たに土石の堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに加える土石の堆積の土地の面積に同じ二の項に規定する額

<p>省令第八 十八條の交 書面の受け 付を受け ようとする 者</p>	
<p>宅地造成及び特定盛土等に 関する工事でないことを証 する書面の交付を受けよう とするとき</p>	<p>平方メートルを超え一平方 メートル以内のとき</p> <p>盛土等の土地の面積が一万 平方メートルを超え二万平 方メートル以内のとき</p> <p>盛土等の土地の面積が二万 平方メートルを超え四万平 方メートル以内のとき</p> <p>盛土等の土地の面積が四万 平方メートルを超え七万平 方メートル以内のとき</p> <p>盛土等の土地の面積が七万 平方メートルを超え十万平 方メートル以内のとき</p> <p>盛土等の土地の面積が十万 平方メートルを超えるとき</p>
<p>法第十二条第一項又は第十 六条第一項の許可を受けた ことを証する書面の交付を 受けようとするとき</p>	<p>九、二〇〇円</p> <p>一二、六〇〇円</p> <p>一八、一〇〇円</p> <p>二四、六〇〇円</p> <p>三一、八〇〇円</p> <p>五、五〇〇円</p> <p>六五〇円</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）

附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による変更の許可の申請に係る手数料及び旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の改正により宅地造成等工事規制区域が指定されることに伴い、当該区域内における宅地造成等に関する工事の許可等に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十六号議案

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例廃止の件

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和四年箕面市条例第十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一條第一項若しくは第二項又は第十三條第二項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第七條の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同條の許可を受ける者に関する旧条例第九條第三項、第十二條第一項、第十三條第五項、第十四條から第二十一條まで、第二十二條（休止に係る部分を除く。）、第二十三條、第二十四條第一項及び第三項から第五項まで、第二

十五条、第二十六条、第二十九条、第三十条並びに第三十四条から第三十七条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第二十四条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十五条第一項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を二月以上休止する者にあつては、当該休止をする日から起算して二月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第二十四条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第十二条第一項第五号から第八号まで、第十九条第三項、第三十四条第一項及び第三十五条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第三十一条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する区域に係る旧条例第十二条第一項第五号及び第六号、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第三項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の改正に伴い、本条例の規制の対象となる行為については同法の規定が適用されるため、本条例を廃止するものである。

第三十七号議案

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

改正の件

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、機能別消防団員（箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第八号）第二条第三項に規定する機能別消防団員をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

第四条の二中「場合」の下に「及び機能別消防団員として勤務した場合」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

機能別消防団員制度の導入に伴い、機能別消防団員を退職報償金の支給対象外とし、機能別消防団員として勤務した期間を退職報償金の算定期間から除くため、本条例を改正するものである。

第三十八号議案

箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例

改正の件

箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六二四人」を「六百二十四人」に改め、同条に次の二項を加える。

3 従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される消防団員（以下「機能別消防団員」という。）の定数は、第一項の消防団員の定数のうち百人とする。

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第四条第三項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第一項の消防団員の定数から前項の機能別消防団員の定数を控除した数とする。

第三条第一項第一号中「区域内」の下に「での職務の遂行に支障がない」と団長が認める区域内」を加え、同項第二号中「者」の下に「（機能別消防団員にあつては、年齢十八歳以上六十六歳未満の者。ただし、団長が認

めるときは、この限りでない。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 機能別消防団員にあつては、消防団員であつた者又は分団長が推薦する者

第四条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(休団)

第四条の二 長期間職務に従事することができない消防団員は、三年を超えない範囲内で、当該職務の休止（以下「休団」という。）をすることができる。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、休団の期間を延長することができる。

2 消防団員が休団をしようとするとき又は休団をしている消防団員（以下この条において「休団員」という。）が休団の期間を延長しようとするとき若しくは職務に復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団の期間中の報酬は、休団員には支給しない。

4 第十条及び第十一条の規定は、休団員には適用しない。

5 休団員が職務に復帰したときの階級は、休団をした日の前日にその者が有していた階級とする。

第五条第二項第二号を次のように改める。

二 本市の区域内での職務の遂行に支障があると団長が認めたとき。

第九条の見出し、同条第一項及び同条第二項中「出場」を「出動」に改める。

第十二条第五項中「第二項から前項まで」を「第三項から第五項まで」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合には、当該各

号に定める出動報酬を支給する。

一 災害出動 出務一日につき八千円（従事した時間が三時間以内のときは四千円）

二 警備、警戒 出務一日につき三千五百円

三 訓練等出動 出務一日につき三千円

第十二条第四項中「報酬は」を「年額報酬は」に、「報酬額」を「年額報酬額」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「前項の場合を除き、」を削り、同項を同条とする。

第二十一条（見出しを含む。）中「出場」を「出動」に改める。

第二十二条第一項第一号中「災害時支援出場」を「災害時支援出動」に改め、同項第二号中「訓練等出場」を「訓練等出動」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

階級区分	報酬の額（年額）
団長	八二、五〇〇円
副団長	六九、〇〇〇円
分団長	五〇、〇〇〇円
副分団長	四五、五〇〇円
部長	三七、〇〇〇円
班長	三七、〇〇〇円

団員	三六、五〇〇円
機能別消防団員	一二、〇〇〇円

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

機能別消防団員制度の導入及び消防団員の処遇の改善を図ることにより、減少傾向にある消防団員を確保するため、本条例を改正するものである。

第三十九号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第三十二条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第四十号議案

箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正の件

箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第七条を次のように改める。

（在宅勤務等手当）

第七条 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十七条第一項第一号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第二号中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

職員の在宅勤務等手当を新設し、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようにするため、本条例を改正するものである。

第四十一号議案

箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例改正の件

箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例

箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十条を次のように改める。

（在宅勤務等手当）

第十条 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第二十四条第一項第一号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第二号中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

職員の在宅勤務等手当を新設し、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようにするため、本条例を改正するものである。

第 4 2 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 飯 田 仁 美

略 歴

平成 1 1 年	3 月	徳島文理大学薬学部卒業
同 1 1 年	4 月	ヒグチ産業株式会社勤務
令和 2 年	6 月	株式会社東京リーガルマインド勤務
同 3 年	4 月	こどもの都市 M i n i M i ~ n o 実行委員会代表（現在に至る。）
同 3 年	4 月	今宮子ども食堂の会代表（現在に至る。）

同	4年12月	サラヤ株式会社勤務（現在に至る。）
同	5年11月	カンカラカン株式会社取締役（現在に至る。）

（提案理由）

飯田仁美氏を箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。